

音楽療育おとゆいキッズ 緊急時対応マニュアル

はじめに

このマニュアルは、事故、火災、地震などの危機が発生した場合、児童・保護者・指導員の生命と安全を確保することを目的とする。

A. 事故発生時

事故発生



第一発見者

児童の状態を確認するとともに、他の指導員に声を掛ける。
(出血・打撲の有無、顔色や全身の状態を確認する。)



管理者

・応急手当を行い、状態の観察・把握するとともに、指導員に指示して他の児童が不安やパニックにならないように対応する。
(事故発生日時・場所・状況等を確認し、記録しておく。)

* 次のような状態が観察される場合は緊急を要すると判断される。

けいれんを起こしている/高熱がある/意識がもうろうとしている
呼吸が荒く、息苦しげである/吐き気やおう吐を繰り返している
激しい痛みを訴えている/顔色が悪く、苦しそうである
出血が多量で止まらない/骨折している/ひどいやけどを負っている。・・・

<緊急を要する場合>

救急車を要請するとともに、保護者へ連絡

(指定のかかりつけ医療機関がある場合は、搬送先を指定)

* 指導員が付き添い、児童の既往歴、アレルギーの有無などを伝える

* 保護者に連絡する際は、細心の誠意をもって児童の状況を正確に伝える

状況に応じて、保護者の来院、お迎えをお願いする

<緊急を要しない場合>

保護者と相談のうえ、かかりつけ医や適切な医療機関へ送るか、事業所内静養室で様子を見る

- * 指導員が付き添い、児童の既往歴、アレルギーの有無などを伝える
 - * 保護者に連絡する際は、細心の誠意をもって児童の状況を正確に伝える
- 状況に応じて、保護者の来院、お迎えをお願いする

保護者への対応

誠意をもって、負傷時、急病時の状況、受診の状況を伝え、丁寧に説明する。

事業所の管理・監督に関わる場合、保護者に謝罪する。

指導員反省会を開き、事故発生報告書を作成する

事故発生の原因を分析し、その結果を全指導員と共有する。

今後、同様の事故が発生しないよう全指導員で対応することを確認する。

医療機関

和泉市立病院(総合)	41-1331	府中町 4-10-10(提携医療機関)
大阪府立母子保健総合医療センター	56-1220	室堂町 840
咲花病院(総合)	55-1919	のぞみ野 1-3-30
原田内科クリニック(内科、小児科)	55-1843	青葉台 2-19-2
平井病院(外科、内科)	56-0452	青葉台 2-12-1

和泉市役所

子ども未来室 99-8136 府中町 2-7-5

和泉警察署 46-1234 伯太町 2-1-7

和泉保健所 41-1342 府中 6-12-3

B.送迎中の事故

事故発生



運転手

- ①可能であれば安全な場所に車を移動する
- ②児童の状態を把握する
- ③相手方の状態を把握する
- ④けが人がいる場合119番及び110番に通報する（けが人がいない場合は110番のみ）
- ⑤救命措置が必要な場合は即座に行く
- ⑥事業所（0725-53-1066）へ状況報告する

管理者

- ① 管理者、は必要な書類を持って、現場へ急行し状況を確認し記録しておく
臨時管理者（主任他）は、事業所の管理に当たる。
- ②家庭へ連絡し、児童の心身に異常がなければ、家庭へ送る
- ③和泉市市役所子ども未来室へ連絡する
（99-8136）
- ④該当車の任意保険会社に連絡する

C. 火災発生時

火災発生



第一発見者



大声で火災発生を他の指導員へ知らせる。

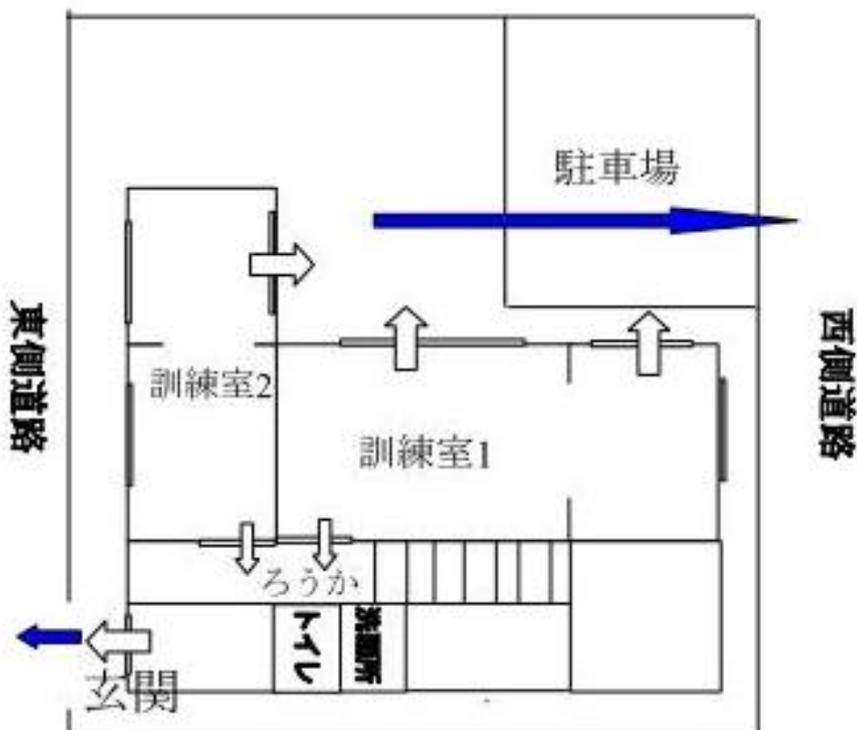
第一発見者と他の指導員



- ①管理者と他の指導員へ火災発生を知らせる。
- ②火災発生場所付近にいる児童を東側歩道、または駐車場側の道路へ避難誘導する。
(パニックを起こしている児童がいないか確認する)
- ③初期消火が可能であれば、初期消火に努める。

管理者

- ①消防署へ通報する。
- ②児童を東側歩道か駐車場側の道路へ避難誘導し、児童と指導員の人数確認を行う。
(パニックを起こしている児童がいないか確認し、保護する)
- ③緊急連絡先・名簿は必ず持って避難する。
- ④保護者に連絡し、児童引き渡しの準備を行う。



D. 地震発生時

地震発生



全指導員

1. 児童の安全確保 (地震発生から0～2分)

- ①パニックを起こしている児童がいないか確認し、保護する。
- ②揺れが収まるまで、机の下などに身体を隠す。
 - * 児童を家具、ガラス面から離すように気を付ける。
- ③指導員は戸やサッシを開けて出口を確保する。
 - ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーをオフにする。

管理者

2. 児童・指導員の安全確認 (地震発生から2～5分、揺れが収まってから) ↓

- ①児童を東側歩道か駐車場側の道路へ避難誘導し、児童と指導員の安全と人数を確認する。(靴を履かせる事を忘れない)
 - * 移動するときはガラス片などに気を付ける。
 - * 移動するときに、救急箱と緊急連絡先・名簿を持って出る。
- ②負傷者が出た場合は、応急処置をする。
- ③スマホなどを使って正しい情報を聞く

3. 避難場所へ移動 (状況を見て)

- ①状況を見て、緑ヶ丘小学校へ移動 (移動経路は別紙)
 - (火災の発生場所、切れた電線、崩れた塀や家屋に注意する)
- ②保護者へ連絡し、児童引き渡しの準備を行う。

避難経路(緑ヶ丘小学校)



事業所東側道路(歩道のある広い方)

に出て、右方向に直進する。

信号を渡り、2つ目の交差点を左へ
曲がる。

所要時間約 5 分

施行期日 平成 29 年 4 月より実施する